

健肝発0327第1号  
平成31年3月27日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局がん・疾病対策課  
肝炎対策推進室長  
（公印省略）

「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱いについて」の一部改正  
について

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の取扱いについては、平成30年7月12日健肝発第0712第1号厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の実務上の取扱い」により示しているところであるが、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、平成31年4月1日より適用することとしたので通知する。